

平成29年度道徳教育指導者養成研修（ブロック別指導者研修）

～道徳教育推進教師の育成に向けて～

実施要項

1 目的

道徳教育を担当する指導主事等に対し、校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や道徳教育推進教師を中心とした指導体制と道徳教育の展開、「特別の教科道徳」の実施に向けた指導と評価、魅力的な教材の活用、実践活動や体験活動の推進等について、必要な知識等を習得させ、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者の養成を図る。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構、実施県教育委員会

3 共催 文部科学省

4 期間等

ブロック名	実施県教育委員会	実施期間	会場	都道府県
北海道・東北ブロック	岩手県教育委員会	平成29年 8月28日(月) ～8月30日(水)	ホテルメトロポリタン盛岡 〒020-0034 岩手県盛岡市盛岡駅前通1番44号	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東・甲信越ブロック	長野県教育委員会	平成29年 8月7日(月) ～8月9日(水)	ホテル信濃路 〒380-0936 長野県長野市中御所岡田町131-4	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海・北陸ブロック	三重県教育委員会	平成29年 10月25日(水) ～10月27日(金)	三重県総合文化センター 〒514-0061 三重県津市一身田上津部田1234	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿ブロック	奈良県教育委員会	平成29年 8月2日(水) ～8月4日(金)	ホテル リガーレ春日野 〒630-8113 奈良県奈良市法蓮町757-2	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国ブロック	島根県教育委員会	平成29年 8月16日(水) ～8月18日(金)	サンラポーむらくも 〒690-0887 島根県松江市殿町369番地	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄ブロック	大分県教育委員会	平成29年 10月10日(火) ～10月12日(木)	別府国際コンベンションセンター (B-CON PLAZA) 〒874-0828 大分県別府市山の手町12番1号	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

5 受講者

(1) 受講資格

教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントの推進する指導者としての活動を行う者

当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生

(2) 推薦人数

各都道府県（中核市分を含む。）においては12名以上、各指定都市においては8名以上とする。また、各都道府県知事部局所管及び附属学校を置く各国立大学法人、市町村立及び学校組合立を置く各市町村及び学校組合教育委員会、教職大学院を設置する各国立大学法人、教職大学院を設置する各私立大学については、推薦人数を設けない。

なお、小学校部会、中学校部会、高等学校部会を受講する人数比が概ね2：2：1となるよう各都道府県教育委員会等が調整の上、推薦を行う。

(3) 推薦手続

各都道府県・指定都市教育委員会において、「研修情報登録システム」により、下記期限までに推薦を行う。

なお、当該ブロック以外の受講を希望する者がいる場合は、独立行政法人教職員支援機構に連絡する。

《各ブロックごとの推薦期限》

①北海道・東北ブロック、②関東・甲信越ブロック、③東海・北陸ブロック、④近畿ブロック、
⑤中国・四国ブロック、⑥九州・沖縄ブロック

上記①②④⑤ …… 平成29年 4月28日（金）まで

上記③⑥ …… 平成29年 7月 7日（金）まで

(4) 受講者の決定

受講者については、実施県教育委員会と独立行政法人教職員支援機構が協議の上、決定する。

6 研修内容

別紙「基本日程表（案）」のとおりとする。演習や協議については、20名の単位（ユニット）を基本として取り組む。

7 演習の内容及び課題

(1) 「演習1（小中高合同）」

（内容）道徳教育の充実に向けては、学校が目指す子供像を明らかにして道徳教育の重点目標を全体計画に明記するとともに、指導内容の重点化を図り、学校の教育活動全体を通じて計画的、発展的に具体的な指導をすることが重要である。

そこで、各学校における道徳教育の全体計画に示されている道徳教育の重点目標に基づき、重点化した指導内容を各教科等の授業でどのように指導するのか具体例をあげ、小中高合同のグループで情報交換するとともに、課題を共有する。

（課題）各教科等で行う道徳教育については、学習指導要領解説総則編（平成27年7月）に以下のような記述がある（小・中共通）。

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行われる。各教科等でどのように道徳教育を行うかについては、学校の創意工夫によるところであるが、各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で、道徳性が養われることを考え、見通しをもって指導することが重要である。

各教科等の指導を通じて児童（生徒）の道徳性を養うためには、教師の用いる言葉や児童（生徒）への接し方、授業に臨む姿勢や熱意といった教師の態度や行動による感化とともに、次のような視点が挙げられる。

- ① 道徳教育と各教科等の目標、内容及び教材との関わり
- ② 学習活動や学習態度への配慮

上記を踏まえ、学校や地域の実情、児童生徒の実態等を基に、道徳教育を推進する上でどのように重点目標を定め、どのような重点内容項目に基づいて具体的な指導を展開するのかを、各教科等（道徳の授業を除く）の学習指導案（略案）にまとめる。

なお、管理職及び指導主事等、現在授業を行っていない場合は、特定の校種、教科、学年を想定して学習指導案を作成する。

また、各教科等の学習指導案を作成するに当たっては、当該教科の特質を損なうことがないように留意する。

事前に【様式1（A4判タテ1頁以内）】を作成し教職員支援機構に提出するとともに、グループ配付用に研修当日に必要な部数を持参する。

（※提出期限、提出方法等は下記（4）を参照のこと）。

（当日持参）

- 事前に作成し、教職員支援機構に提出した【様式1（A4判タテ1頁以内）】をグループ配布用に研修当日に必要な部数を持参する。
- 自校または域内の学校（任意）における具体的な教育実践に生かせるように作成した「全体計画（指導の内容及び時期を整理したもの等を含む）」をグループ配付用に研修当日に必要な部数持参する。
- 自校または域内の学校（任意）における「年間指導計画（任意の学年1種類）」をグループ閲覧用に研修当日に必要な部数を持参する。

（2）「演習2」

＜小・中学校部会（小・中別）＞

（内容）主催者が指定する読み物教材を利用した「道徳の授業」の学習指導案を作成し、部会内で発表を行う。全班の発表終了後、班ごとに振り返りを行い、理解を更に深める。

（課題）学習指導要領（平成27年3月27日）において、「道徳の授業」における指導に当たっては、次の事項に配慮することが求められている。

- ① 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する。
- ② 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行う。
- ③ 児童（生徒）が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫する。
- ④ 自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実する。
- ⑤ 指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫する。
- ⑥ 児童（生徒）の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まつつ、情報モラルに関する指導を充実、社会の持続可能な発展（科学技術の発展と生命倫理との関係）などの現代的な課題の取り扱いにも留意する。
- ⑦ 家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。

これらのうち、指導の工夫や改善を試みた事例について整理するとともに、児童生徒の変化や変容をどのように捉えているかなど、評価への取組についても記載する。

上記を踏まえ、「わたし（私）たちの道徳」に掲載されている読み物教材のうち、受講者決定時に指定する読み物教材から、任意の1教材を選び、事前に【様式2（A4判タテ2頁以内）】を作成し、教職員支援機構に提出するとともに、グループ配付用に研修当日に必要な部数を持参する（※提出期限、提出方法等は下記（4）を参照のこと）。

（留意点）「道徳の授業」の特質を踏まえ、創意工夫を生かした授業構想の具体的な在り方等について整理すること。

（当日持参）

- 事前に作成し、教職員支援機構に提出した【様式2（A4判タテ2頁以内）】をグループ配布用に研修当日に必要な部数を持参する。
- 事前に作成した【様式2（A4判タテ2頁以内）】の電子データをUSBメモリに保存し、研修当日に持参する。

<高等学校部会>

（内容）学習指導要領において、指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として、「全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成すること。」とされている。そこで、全体計画等の作成を通して、持参資料をもとに道徳教育の全体計画の見直しや各教科、総合的な学習の時間、特別活動における展開方策についての検討を行い、各グループから発表を行う。

全体計画の見直しに当たっては、学校における道徳教育活動の基本方針や重点目標を明確にするとともに、各教科、総合的な学習の時間、特別活動の特質に応じた、道徳性の育成に資する項目を含めて検討する。

（課題）上記内容で協議を行うための資料を作成し、事前に教職員支援機構に提出するとともに、グループ配付用に研修当日に必要な部数持参する。【様式3（A4判タテ2頁以内）】（※提出期限、提出方法等は下記（4）を参照のこと）。

高等学校学習指導要領第1章第1款の2に記載されている「人間としての在り方生き方に関する教育」について、例えば、学校としての指導の重点や方針を明確にした全体計画や年間指導計画の作成・活用、効果的な体験活動の工夫、全教職員や保護者・地域の人々の理解の促進及び連携協力体制の工夫などの中から、学校全体の取組やその取組に当たっての課題について整理する。

（当日持参）

- 事前に作成し、教職員支援機構に提出した【様式3（A4判タテ2頁以内）】をグループ配布用に研修当日に必要な部数持参する。
- 自校または域内の学校における、具体的な教育実践に生かせるように作成した「全体計画（指導の内容及び時期を整理したもの等を含む）」をグループ配付用に研修当日に必要な部数持参する。
- 作成した「全体計画（指導の内容及び時期を整理したもの等を含む）」の電子データをUSBメモリに保存し、研修当日に持参する。

(3) 「演習3 (小中高合同)」

(内容) 研修成果の全体を理解するとともに、その生かし方について理解を深める。

(課題) 今後各県・各地域において、研修成果の波及を行う際の研修企画づくりをとおして、本研修を振り返り、研修成果をまとめ、協議し発表を行う。

(当日持参)

- 研修企画づくりに当たって、事前に企画・運営講師としての活動が決定している場合は、これらに係る資料(目的、対象者、内容等)を1部持参すること。

(4) 演習用資料(事前提出課題)について

① 演習用資料(事前提出課題)の作成について

演習の協議資料として、上記「7 演習の内容及び課題」のとおり、事前に課題を作成すること。

《小中高合同》 様式1 (A4判 タテ 1頁以内)

《小・中学校部会》 様式2 (A4判 タテ 2頁以内)

《高等学校部会》 様式3 (A4判 タテ 2頁以内)

また、上記「7 (1)『演習1 (小中高合同)』、7 (2)「演習2」〈高等学校部会〉」の記載にあるとおり、全体計画等の当日持参があるので留意すること。加えて、資料の作成に当たっては、著作権等に留意すること。

② 演習用資料(事前提出課題)の提出について

提出期限、提出方法、指定する資料等については、受講者決定時に別途連絡する。

8 その他

(1) 所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(2) 本研修終了後、受講者アンケート等を行う。

また、研修終了から一定期間(約1年)経過後に、研修成果の活用について、受講者に対するアンケート調査を行う。

(3) 当日持参するもの

① 印鑑(出席簿押印のため)

② 小・中学校学習指導要領解説―道徳編―(平成27年7月) 又は 高等学校学習指導要領解説―総則編―

②については、小中高のいずれか

③ 演習で使用する資料(上記7 (1)『演習1 (小中高合同)』、(2)「演習2」を参照)

④ USBメモリ(作成した事前課題等の電子データを保存して持参。)

(4) 研修初日の受付の際、演習1で使用する全体計画については、持参した部数の中から受講者決定時に指定する部数を提出すること。

なお、資料右上に受講者番号、氏名を記載の上提出すること。(それ以外の部数については、演習グループ内配付用とする)

(5) 本研修を受講するに当たり、下記の資料が参考となる。

① 「小・中学校学習指導要領解説―道徳編―(平成27年7月)」又は「高等学校学習指導要領解説―総則編―」

② 「わたし(私)たちの道徳」… 小・中学校部会受講者のみ

③ 『「わたし（私）たちの道徳」活用のための指導資料』… 小・中学校部会受講者のみ

④ 「道徳読み物資料集」… 小・中学校部会受講者のみ

②と③は、以下のとおりとすること。

○ 小学校部会の受講者は、小学校1・2年、小学校3・4年、小学校5・6年の3冊の中から、1冊を選び、その1冊（『わたし（私）たちの道徳』活用のための指導資料を含む）を持参

○ 中学校部会の受講者は、中学校用の「わたし（私）たちの道徳」及び『わたし（私）たちの道徳』活用のための指導資料」を持参

(6) 宿泊の手配等については、各自で行う。

(7) 施設の有料駐車場は台数の限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用する。

(8) 教職員支援ポータルサイト「つくばの森・Tネット」は、受講者決定通知に同封されている「システム利用通知書」のID・パスワードでアクセスすることができる。